

大和市告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第7項において準用する同法第69条の14第2項の規定により、地域包括支援センターの設置者から次のとおり変更の届出があった。

平成25年10月3日

大和市長 大木 哲

設置者	地域包括支援センターの名称		変更する日
	変更前	変更後	
社会福祉法人二津屋福社会	地域包括支援センター ロゼホームつきみ野	下鶴間つきみ野地域 包括支援センター	平成25年 10月1日
社会福祉法人大和清風会	地域包括支援センター サンホーム鶴間	鶴間地域包括支援セ ンター	平成25年 10月1日
社会福祉法人横浜YMCA福社会	大和YMCA地域包括 支援センター	深見大和地域包括支 援センター	平成25年 10月1日
社会福祉法人徳寿会	地域包括支援センター 晃風園	上草柳・中央地域包括 支援センター	平成25年 10月1日
社会福祉法人大和市社会福祉協議会	大和市社協地域包括支 援センター	福田北地域包括支援 センター	平成25年 10月1日
社会福祉法人敬愛会	地域包括支援センター 敬愛の園	福田南地域包括支援 センター	平成25年 10月1日
社会福祉法人山中福社会	地域包括支援センター 和喜園	桜丘・和田地域包括支 援センター	平成25年 10月1日